

〔判例研究〕

アメリカ刑事判例研究（1）

—受刑者の権利の刑務所規則による制限—

Turner v. Safley, 479 U.S. 808 (1987)

O'Lone v. Estate of Shabazz, 479 U.S. 881 (1987)

平 澤 修

1 事 実

Turner v. Safley

ミズーリ州レンツ刑務所の受刑者である被上告人らは、州矯正局により定められている二つの規則の合憲性を争うために集団訴訟を提起した。規則のうちの一つは、別の施設に収容されている親族との間の文通および「法律問題に関わる」受刑者間の文通は認めるが、施設を異にする受刑者間の通信は刑務所当局が当事者の利益にもっとも寄与すると考えた場合にのみこれを認めるとするものである。二つ目の規則は、受刑者の結婚に関するものであり、結婚はそうすることの「やむにやまれぬ理由」(compelling reason)があると刑務所当局が認める場合にのみ許されると規定する。「やむにやまれぬ」とは、一般に、懐胎または非摘出子の出産の場合のみをさすものと解されていた。連邦地裁は、Martinez 判決⁽¹⁾に依拠して、権利の制限が州の利益を保護・促進するために必要最小限のものであるかどうかという「厳格な審査基準」(strict scrutiny standard)を採用し、文通規則による制限は不必要に広汎であり、結婚規則も過度に制限的であるとして、両規則とも違憲であると認定した。原審もこれを確認した。

O'Lone v. Estate of Shabazz

イスラム教を信仰する受刑者である被上告人らは、ニュージャージー州リーズバーク刑務所で採用されている日課が、イスラム教信仰上もっとも重要とされる金曜日の午後の集団礼拝 (Jumu'ah) への参加を妨げ、それゆえ修正一条の宗教活動保障条項 (Free Exercise Clause) に違反するとの訴を連邦地裁に提起した。同刑務所の日課によれば、被上告人らの分類班に属する受刑者(中等程度の警備を要する者)は、居住区の外での作業に従事することとされ、特別の場合を除いて日中は居住区へ戻ることを許されないため、被上告人らは居住区で行われる集団礼拝への参加を拒否される結果となっていた。

連邦地裁は、同刑務所の日課は保安・秩序維持目的および矯正目的に資するものであり、連邦憲法に違反するものではないと判断した。だが、連邦高裁は、日課による宗教活動の制限が支持されるのは、州側がそれによって保安目的に資することを意図し、実際そう機能したこと、および保安上の問題を生み出すことなしに受刑者の信教上の権利を保障する合理的な手段が他に存しないことを立証する場合のみであると判示して、連邦地裁の判決を破棄した。

これに対し、原審で提起された連邦憲法上の重要問題を検討し、受刑者の宗教活動に適用されるべき基準に関し控訴裁判所間に見られる不一致を解決するために、上告が受理された。

2 判 旨

Turner v. Safley (破棄差戻し)

(1) 法廷意見 (オコナー裁判官⁽²⁾)

(1) 受刑者の憲法上の主張を判断する際の基準は、本件一・二審判決も依拠する Martinez 判決に示されている。同判決によれば、第一に、受刑者の正当な憲法上の権利は保護されなければならない、それが侵害されたかど

うかを審査するのは裁判所の責務である。しかし、第二に、刑務所の管理・運営は複雑かつ困難な仕事であり、裁判所は必ずしもその実情に精通しているとはいえないので、受刑者の行動に対する制限の当否を審査するにあたっては、刑務所当局の判断を十分に尊重することが要請される。

ただ、Martinez 判決は、受刑者と外部の者との文通に関し、外部の者の表現の自由(修正一条)を認めることにより反射的に受刑者の文通の自由を保障するという手法を用い、受刑者の権利に対する侵害の有無を正面から判断することを回避した。

その後、受刑者の権利を制限する刑務所規則の合憲性が争われた事件が四つ存在するが⁽⁹⁾、そのいずれにおいても、当裁判所は、原審の適用するような厳格な審査基準は採用せず、刑務所規則が正当な行刑上の目的と合理的に関連している(reasonably related)か否か、また、予想される保安上の危険に対する過剰な反応(exaggerated response)を示すものではないかどうかを検討した。そして、刑務所規則の合理性を判定するにあたっては、①刑務所規則とこれを基礎づける州の正当な利益との間の合理的関連性、②受刑者がその権利を行使するのに利用可能な代替手段の存在、③受刑者の主張する権利を認めることによる刑務所職員や他の受刑者の安全あるいは施設の運営に及ぼす実際的影響、④権利の制限を伴うことなく行政上の相当な利益を実現しうるような代替手段の有無という四点を考慮すべきものとされてきた。

(2) これらの基準および考慮基準をミズーリ州矯正局の規則に適用すると、文通規則による文通の制限は、同じ犯罪組織に属する受刑者の間の逃走や暴力行使の陰謀など、刑務所の治安を脅かす事態の増大に対処しようとするものであり、そういう事態にいかに対処すべきかについては、刑務所の管理運営にあたる刑務所当局の判断を尊重する必要がある。また、唯一の代替手段と考えられる受刑者の手紙の検閲は、その効果に疑問があるだけでなく、刑務所本来の業務に多大の犠牲を強いるものであって、その有効な実施は事実上不可能である。

以上のように、文通の制限は、正当な矯正目的と合理的に関連しており、過剰な反応を示すものでもない。また、表現の自由をその内容によって制限しているとはいえない。したがって、本件文通規制は受刑者の修正一条の権利を侵害しない。

(3) ついで結婚規則であるが、結婚の権利は基本的な権利であり⁽⁴⁾、拘禁の結果として必要な制限に服することはあるが、受刑者としての地位あるいは正当な行刑目的と両立する限り、受刑者もまた結婚の権利を保障される。受刑者の結婚は、一般社会とのつながりを保たせ、受刑者の精神的支柱および釈放後の社会復帰の基礎となるのであって、たとえば終身刑受刑者について例外を考慮する余地はあるとしても⁽⁵⁾、たやすくこれを否定すべきものではない。

ミズーリ州の結婚規則は、とくに女性受刑者の結婚を制限するのに用いられており、女性には結婚生活が理由で犯罪を犯す者が多いことや女性受刑者の結婚が三角関係を生ぜしめ所内の治安を悪化させることを考慮しているようであるが、仮にそれらが州の正当な利益にあたるとしても、広範な結婚の制限はこれと合理的に関連しておらず、過剰な反応といわざるをえない。

結論として、受刑者の結婚を認めることに特段の支障はなく、これを制限するミズーリ州規則は違憲である。

(二) 一部賛成・一部反対意見（スティーヴンス裁判官⁽⁶⁾）

保安の観点から受刑者の権利を制限する刑務所規則の合憲性を判断する基準として、本件一・二審のいう「不必要に広汎」(needlessly broad)かどうかと、法廷意見のように正当な行刑上の利益との合理的関連性を要求するので、それほどの違いがあるとはいえない。しかし、法廷意見は、その判断にあたって刑務所側の見解を尊重すべきものとし、その結果、「合理的な関連性」を「論理的な関連性」で足りるとするような適用をしているのであって、これでは基準を示す意味がない。

ともあれ、本件は権利制限の適切な基準を見出すことが要求される事案

ではない。被上告人らは、文書規則のレンツ刑務所における適用を問題としているのであり、一審判決の認定によれば、レンツでは受刑者間の文通がほぼ全面的に制限されているのに反し、重警備施設を含む州内の他の刑務所では、これより緩やかな制限を実施しているにすぎない。それにもかかわらず、法廷意見は、文通を許すことにより生じうる保安上の懸念を漠然と示すことによって文通規則の合憲性を肯定しているが、これは裁判所による合憲性の審査を実質的に放棄するものというほかはない。

ところが、このような法廷意見が、結婚規則については一転して違憲であるとしているのは不思議なことである。結婚規則の場合にも文通規則の場合と同程度の懸念(三角関係の可能性)があるのであるから、前者を違憲とする以上、後者をも違憲とするのが論理的帰結である。

O' Lone v. Estate of Shabazz (原判決破棄)

(一) 法廷意見(レーンクィスト長官⁽⁷⁾)

受刑者の権利に対する刑務所側の制限は、それが正当な行刑目的と合理的に関連するものである限り、憲法に違反しない。したがって、原審が、刑務所側に施設の治安を維持しつつ受刑者の宗教活動の自由を保障するような方法が他に存在しないことを立証する義務を課したのは、誤っている。刑務所行政という困難で微妙な事項に関する司法審査において、裁判所が刑務所の判断を尊重すべきことは、三権分立の原則の要請でもあり、当裁判所がこれまでの判例において強調してきたところである。

本件の日課は、収容過剰の状態から生じる刑務所の秩序・安全への危険に配慮しつつ作業を通じて受刑者の社会復帰を図るという正当な行刑上の利益に合理的に関連するものであり、宗教活動保障条項に違反しない。それがイスラム教徒である被上告人らの金曜の午後の集団礼拝への参加を妨げることは事実であるが、被上告人らは、その他の宗教儀式への参加は許されており、食事等にも特別な措置が講じられている。さらに、これに代わる実施の容易な手段が他に存在しないこともその合理性を裏付けるもの

である。

(二) 反対意見（ブレナン裁判官⁽⁸⁾）

受刑者の権利は、行刑目的との兼合いで一定の制限に服するが、だからといって確たる根拠なしに不当に制限されてよいものではない。

本件において、被上告人らに金曜の午後の礼拝への参加を許したからといって、格別の保安上の問題が生ずるとは到底認められない。刑務所の保安と被上告人らの宗教活動の自由とを両立させるような措置をとることは、決して困難ではない。保安上危険であるか否かにつき刑務所当局の判断を重視する「合理性のテスト」(reasonableness test)は、受刑者の行動に対する制限をたやすく肯定することになる点で賛成できないが、かりにこのテストによったとしても、本件の具体的状況のもとで合理性の証明がなされているとは認められない。

3 解 説

本二判決においては、服役中の受刑者の基本的人権を制限する刑務所規則の当否が問われた。

Turner 判決では、文通と結婚に関する規則が問題とされたが、連邦最高裁は、刑務所規則による受刑者の権利の制限の当否は、Martinez およびその後の諸判決を引用した上で合理性のテストによって判断すべきことを明らかにした。すなわち、受刑者の権利の制限は、必ずしも最小限である必要はなく、正当な行刑上の目的と合理的に関連するものであれば憲法違反とならず、ここにいう「合理性」の認定にあたっては刑務所当局の判断を尊重すべきものとしたのである。このような審査基準を明確にした点に、Turner 判決の特徴が見出される。O'Lone 判決は、Turner 判決の示した基準を適用した事例である。

一九六〇年頃まで、連邦最高裁は、主として、行刑過程の専門性のゆえに裁判所は刑務所内部の問題に関与しえないとする、いわゆる「不干渉主義」(hands-off doctrine)を採用し、行刑問題に関する判断を回避していた。

その背景として、一九六〇年の受刑者に占める黒人の割合の圧倒的多数が指摘されている。つまり、裁判所は社会秩序の維持のために受刑者の権利をあえて犠牲にしたとされるのである⁽⁹⁾。しかし、六〇年代にはいと、受刑者の権利擁護の道が徐々に開かれ始めた。不定期刑の言渡しを受けた受刑者を行刑当局が精神障害を理由に州立精神病院へ移送したことの当否を審査する権限が裁判所にあるとした *Johnston* 判決⁽¹⁰⁾や、州の刑務所規則の合憲性につき裁判所が審査できるとした *Johnson* 判決⁽¹¹⁾などにその傾向を伺うことができる。そして、この傾向は、受刑者に対する懲戒手続において一定範囲で適性手続の保障を認めた *Wolff* 判決⁽¹²⁾において最高潮に達したといえよう。

だが、その後、*Wolfish* 判決⁽¹³⁾に見られるように、刑務所側の利益と受刑者の不利益とを比較衡量するという基本的態度に変わりはないものの、裁判所による受刑者の権利擁護のための積極的介入といった傾向は次第に衰退しはじめ、ついには *Turner* 法廷意見の挙げる諸判例の一つである *Rutherford* 判決⁽¹⁴⁾において、行刑当局の判断を尊重するという傾向は一層顕著なものとなった。同判決では、受刑者がその家族や知人と「身体的接触の可能な面会」(contact visit)を行うことを禁じる規則の当否が争われたが、刑務所職員の判断を尊重することを認めるものであり、制限規則の内容に相違があるとはいえ、*Turner* 法廷意見と同様の基準を示している。

本二判決は、かくして不干涉主義への回帰を印象づけるものといえよう。両判決ともその少数意見が指摘するように、提起された基準を充たすに足る前提事実の存在そのものが不確実と思われるふしがあるにもかかわらず、刑務所当局の判断を尊重して規則の適法性を認定しているからである。ただし、結婚の制限に関しては不当とした点で完全に不干涉主義が復活したといえるところまでは至っていない。しかしながら、慢性的とされる過剰収容の現実は、このような連邦最高裁の傾向に拍車をかけるものであっても、歯止めを掛ける要素とはなりえないであろう。

- (1) *Procunier v. Martinez*, 416 U.S. 396 (1974).
- (2) レンキスト長官, ホワイト, パウエル, スカリア各裁判官同調。なお, 法廷意見(3)には, ブレナン, マーシャル, ブラックマン, スティーヴンス各裁判官も同調している。
- (3) *Pell v. Procunier*, 417 U.S. 817 (1974) [未決拘禁者が報道機関のインタビューを受けることを制限する規則を適法とした事案]; *Jones v. North Carolina Prisoner's Union*, 433 U.S. 119(1977) [受刑者組合の活動の制限を合憲と認めた判決]; *Bell v. Wolfish*, 441 U.S. 520 (1979) [外部から送付された書籍の受領の制限を合憲とした判決]; *Block v. Rutherford*, 468 U.S. 576 (1984) [後述]。
- (4) *Zablocki v. Reahail*, 434 U.S. 374 (1976) ; *Loving v. Virginia*, 388 U.S. 1 (1967)。
- (5) *Butler v. Wilson*, 415 U.S. 953 (1974)。
- (6) ブレナン, マーシャル, ブラックマン各裁判官同調。
- (7) ホワイト, パウエル, オコナー, スカリア各裁判官同調。
- (8) マーシャル, ブラックマン, スティーヴンス各裁判官同調。
- (9) 福田雅章「行刑問題に対する裁判所の関与」一橋論叢71巻1号51頁以下(1974年)参照。
- (10) *People v. Johnston*, 203 N.Y.S2d 355, cited in 215 N.Y. S. 44, 45 (1961). 福田・前掲論文67頁参照。
- (11) *Johnson v. Avery*, 393 U.S. 483 (1969)。
- (12) *Wolff v. McDonell*, 418 U.S. 539 (1974). 本件につき, 朝倉京一・アメリカ法1976年2号259頁, 河野和子・刑政87巻1号6頁(1976年), 福田雅章・英米判例百選I公法168頁(1978年)参照。
- (13) *Bell v. Wolfish*, 441 U.S. 520 (1979). ジュリスト715号61頁(1980年)。
- (14) *Block v. Rutherford*, 468 U.S. 576 (1984). 本件につき, 鈴木義男編・アメリカ刑事判例研究第三巻195頁[洲見光男担当](1989年・成文堂)参照。